

〒120-0006  
東京都足立区谷中 4-2-15-102

真竹整骨院 院長 殿

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

所長

### 柔道整復師の施術費認定に関する弊社対応について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。  
平素より格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、去る令和1年9月3日に発生しました交通事故に關しまして、当社担当者が貴組合員である、接骨院様での施術を希望された患者様に対し、医師の同意がなければご認定できない旨の説明を行いました。これは副会長ご指摘の通り、被害者の有する医療選択権の自由を阻害していることにほかならず、誠に不適切な説明でした。先ずもって深くお詫びを申し上げます。

当社では柔道整復師の施術費認定にあたりまして、その必要性・相当性がある場合、施術費を認定(当社からの一括払いを含みます)しております。もつとも、施術の必要性・相当性に確認を要する場合には医師へ照会を行うこともございますが、その照会に対する回答が得られなかったことだけを理由とした施術費の支払い拒絶はしないことを全社的に徹底しております。

以上の通り、当社では柔道整復師の施術費対応につきまして、全社統一の対応を実施しておりますが、当サービスセンター内でその徹底が図れていなかったことが今般の原因でございます。今回の担当者ならびに管理者両名への指導が不十分でございました。重ねてお詫び申し上げます。

また「弁護士に相談した結果です」、一との説明につきましては、本件に関する施術費の認否に関する相談ではなく、文書内容のリーガルチェックを依頼したものであり、認否の判断を仰いだものではございませんので念のため申し添えます。

今般、当社方針を改めて担当者全員へ周知し、正しい認識の共有を図るため、去る11/28(木)に対人賠償保険担当者ならびに人身傷害保険担当者計6名に対し、柔道整復師の施術認定に関する研修を実施いたしました。今後同様のことが再発しないよう、管理者・担当者とも十分留意し、誠実に一括払い対応を実施する所存でございます。

敬具

**【本件に関するお問い合わせ先】**

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

電話番号：

受付時間：午前9時より午後5時まで(土日祝祭日を除きます)